

2024年5月7日

熊谷市長 小林哲也 様

N P O 法 人 C I L ひ こ う せ ん  
理事長 小林 稔 印

&lt;連絡先&gt;

〒361-0075

行田市向町21-37

NPO法人CILひこうせん 担当 木村浩章

電話 048-555-1100

熊谷市における障がい者の自立生活支援についての公開質問状

平素よりNPO法人CILひこうせんの事業に対しまして、ご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、日本が2014年1月に批准した「障害者権利条約」の対日建設的対話が2022年8月に行われ、同年9月に国連の障害者権利委員会から総括所見・改善勧告が公表されました。その改善勧告を受け、2024年度報酬改定では、入所施設やグループホーム、親元等からの地域移行に関する様々な新規事業が盛り込まれています。

CILひこうせんでは、これまでも、そして、これからもどんな重い障がい者に対しても自らが選んだ自立生活の支援をしていきます。その為には行政の支援が必要不可欠なものだと考えています。しかしながら、熊谷市のこれまでの福祉施策において、熊谷市在住の障がい当事者の自立支援において重大な障壁となる事態が複数発生していることから、熊谷市のこれまでの福祉施策に対する姿勢を明らかにしていただき、今後、行政・事業者・市民がそれぞれ協力し合って、熊谷市における障がい者の自立生活が滞りなく送れる福祉行政を確立していくために、下記の通り、熊谷市における障がい者の自立生活支援についての方針や具体的な施策等に関する公開質問をさせていただきます。年度初めでご多忙のところ恐縮ですが、2024年6月10日(月)(必着)までに上記の連絡先に、文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

尚、本公開質問状、添付資料及び熊谷市からいただいた回答書、対応に関する内容の全てをCILひこうせん及び関係団体等の会報やホームページ等の広報媒体で公開いたします。

また、上記の回答期限までにご回答がない場合は、「回答なし」と記載した上で、本公開質問状及び添付資料のみを公開いたしますので、予めご承知おきくださいますようお願い致します。

## 記

1 障害者支援区分に係る熊谷市認定審査会について、次の質問をします。

- ① 審査会の委員人数と職種を公表してください。
- ② 審査会の中の合議体は、いくつあるか、それぞれの合議体の役割を教えてください。
- ③ 2023年度に審査会が扱った総件数を教えてください。
- ④ 2023年度に審査会で一次判定より支援区分が変更となり、上がった件数を教えてください。※ 例：区分4から区分5
- ⑤ 2023年度に審査会で一次判定より支援区分が変更となり、下がった件数を教えてください。※ 例：区分5から区分4
- ⑥ 2023年度にサービスの支給決定にあたり、審査会に意見を求めた件数と、それによってサービス支給量が増加した件数をサービス毎に教えてください。  
※ 例：重度訪問介護 1件 身体介護 2件 同行援護 3件
- ⑦ 2023年度にサービスの支給決定にあたり、審査会に意見を求めずに熊谷市が支給決定し、サービス支給量が増加した件数をサービス毎に教えてください。  
※ 例：④と同じ
- ⑧ サービスの支給決定にあたり、審査会の意見を求めた場合と、求めなかった場合の判定基準を教えてください。

2 熊谷市在住の重度訪問介護を使い、自立生活をしている重度障がい者がいます。その人は、常に見守りが必要です。しかし、深夜帯の時間の支給を必要としていたり、日中の排泄の時の2人介助を求めています。未だに支給されていません。熊谷市は深夜帯については「巡回型ホームヘルプサービス」の利用を勧めています。しかし、巡回型ホームヘルプサービスでは、睡眠に支障が出る場合や体調の急変、地震等の災害に即時に対応することが困難です。

- ① 要請されている日中の排泄介助の2人介助や深夜帯の時間のサービスを支給しない理由についてご回答ください。
- ② 審査会の委員の意見を求めたでしょうか。求めた場合、委員からどんな意見が出されたのかを教えてください。
- ③ サービスが支給されず、生死に関わる重大な事案が起きた場合、「熊谷市には責任がない」「自己責任だ」と言うのでしょうか。ご回答ください。

3 熊谷市に住んでいる障がい者やその家族、支援者等から私達、2団体に「希望した居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支給時間が支給されない」、「希望する車イス等の補装具や視力障がい者用の書籍読み上げ機等の日常生活用具が直ぐに支給されない」、「熊谷市は、厳しすぎる。市は障がい者を差別や虐待しているのではないか」等の相談や情報、苦情が多く寄せられています。居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護等のサービス、補装具、日常生活用具は、障がい者の自立生活に必要な不可欠な支援で、障害の種類、生活状況等によっても一人ひとり違います。

熊谷市の担当職員は、よく「我々、市の職員は公平性を持たないといけないので、一人だけ特別扱いは、出来ない」と言われます。しかし、私達、障がい者は、「特別扱いしてほしい」と求めているのではなく、一人ひとりが必要なサービス支給量や補装具、日常生活用具の支給を、障がい者の当然の権利として、求めているだけなのです。

① 障がい者の状態は一人ひとり違うので、要求するサービス内容も一人ひとり違って当然です。一人ひとりの障がい者が希望する支給量等を支給することが何故「一人だけ特別扱いする」ことになるのでしょうか？理由をお答えください。

② 「特別扱い」という理由で、一人ひとりの障がい者の現状に対応をしないのは、行政による間接差別にあたると思われます。熊谷市は、このことについて、どのような見解をお持ちでしょうか？ご回答ください。

4 CIL ひこうせんが運営するグループホームに強度行動障害がある障がい者で見守りが絶対に必要で自宅での生活の継続が困難になり、家族から緊急で援助が求められた方が昨年11月より入居しています。入居当初、家族と相談して援護地である熊谷市にグループホームで生活をする上で個別介助が必要なので、重度訪問介護の支給を反映したサービス等利用計画案を熊谷市に提出したのですが、強度行動障害者重度障害者支援加算と、サービス等利用計画案では記入されていない身体介護が支給されるという結果となっています。提出した利用計画案とは全く違った内容の支給決定は、障害者総合支援法支給決定プロセスに逸脱しており、今後もこのようなことが続くとあれば、私達は、熊谷市の障がい福祉行政のあり方について徹底的に疑義を申します。

上記の支給決定がなされた経過について、説明を求めます。

5 4の理由を熊谷市に尋ねると「今後は、新規の重度訪問介護の支給はしない方針である」という回答がありました。

重度訪問介護は、措置制度の時代から熊谷市も実施されていた「全身性障害者介護人派遣事業」からの流れで、他の身体介護や家事援助と違い、重度障がい者にとってもっとも大切な「見守り」が含まれており、障がい当事者の働きかけによって実現したサービスなのです。

重度訪問介護を支給されないと、重度の障がい者が熊谷市で自立生活をする機会が奪われることを意味します。また、障害者権利条約第19条「自立した生活及び地域社会への包容」に

対する勧告や国の地域移行の方針に熊谷市は明らかに逆行しており、私達は熊谷市の方針には強く抗議をし、その方針の即時撤回を求めます。

- ① 「新規の重度訪問介護は今後支給しない方針である」ということは事実ですか？
- ② ①が事実であるとするならば、いつ、どこで、誰がそのような方針を決定したのか経過を明確にしてください。

5 障害者総合支援法第7条に満65歳以上の障がい者は、介護保険優先原則が謳われています。

そのことで、全国各地で裁判が行われており、それらの裁判の中で、既に結審した岡山市に在住の重度障がい者の浅田達雄さんが起こしたいわゆる「浅田訴訟」では原告側が全面勝訴しています。この広島高裁の判決は、各地の同様の裁判に影響を与えるものです。

この浅田訴訟の詳細は、2023年7月27日に埼玉県障害者団体連絡協議会事務局長の安島弘祐氏から「高齢障害者の『介護保険優先原則』における問題点について」(添付資料参照)というレポートが熊谷市長宛てに提出されています。このレポートの中の浅田訴訟の判決文の概要に障害者総合支援法第7条の解釈や介護保険の1割負担の司法判断等が詳細に記載されています。

確かに浅田訴訟をはじめ、現在、裁判中の多くの事案は、障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を四角四面に解釈した結果、これまで支給されていた障害福祉サービスが一律に停止されたことに対する告訴です。

熊谷市では、幸いにも65歳が過ぎても障害福祉サービスが停止されない状況が続いております。しかし、65歳以上で現在障害福祉サービスを利用している障がい者に執拗に介護保険の利用を強制的に促し、「いつまでも介護保険を利用しない場合には、行政の権限で障害福祉サービスを打ち切ることもありうる」と言って、強制的に介護保険を利用させようとしています。このことにより、心身ともに体調不良になった人もいます。本来、市民の生命や財産等を守る立場の行政が、行政権力を使って、市民である障がい者のこれまでの暮らしと生命を脅かすこのような行為に対し、断固抗議します。

熊谷市が浅田訴訟のような告訴をされない為には、障がい者自らが介護保険を申請しない限り、介護保険の利用については制度の説明にとどめ、執拗に利用を勧めないようにしていただきたいと要請いたします。まして、強制的に利用を勧めることは、脅迫ともいえる行為であり、行政とはいえ、許される行為ではありません。

- ① 介護保険の利用を申請しない障がい者に対するこれまでの対応に、脅迫ともいえる言動があったと当該障がい者の方から苦情が寄せられています。「申請をしなければ、障害福祉サービスの支給を停止することもありうる」という対応は、ありうるのであって、支給しないとは言っていないのだから、一見間違っていないと説明されるでしょうが、言われた障がい者は、生命の維持すら難しくなる内容です。このように脅迫ともとれる言動は、障害福祉課の方針なのか、対応した個人の誤った行為によるものなのか、いずれにしても、行政の対応として行き過ぎていると

認めてください。

② 認めた上で、介護保険の利用を勧めるにしても、当事者の利益に適った利用を説明し、勧めるのが行政としてのやるべき責務であることを認め、今後は、当事者の理解を第1に考えた対応をすると約束して下さい。

6 上記の2から5までの質問事項に共通しているのは、一つに担当職員の特に重度障がい者の自立生活についての理解不足があると思います。

熊谷市は、2008年7月1日に「人権尊重都市」を宣言しました。この宣言文の最後に「私たち熊谷市は、思いやりのある心豊かな人権尊重社会の確立のため、ここに熊谷市を『人権尊重都市』とすることを宣言します」と書かれています。

しかし、現在の障害福祉課の課長をはじめとして職員が障がい者一人ひとりの人権を尊重せず、権力で押し付ける支援を行っていると言わざるを得ない状況が残念ながら多々見受けられます。

熊谷市は、障害福祉がまだ措置制度の時は、熊谷市は県内でも障害福祉が進んでいる市として県内の障がい者団体からも高い評価を受けていました。ところが支援費制度、自立支援法、総合支援法と法改正される度に障害福祉が低下し、今や県内外の障がい者団体から熊谷市の障害福祉は、全国でも最低レベルだと言われるようになっていきます。

私達は、これ以上、熊谷市の障害福祉を低下させず、「熊谷市の障害福祉は素晴らしい」と熊谷市に住む障がい者が全国に誇ることが出来、安心して生活が送れるよう、本公開質問状を提出することと致しました。

私達、障がい者が「命」と「生活」を守る為の本公開質問状です。

障害福祉課の職員に関して次の質問をします。

- ① 障害福祉課の課長をはじめ担当職員はどのような基準で配置されているのかをお答えください。
- ② 障害福祉課に所属している職員に対して、どのような研修等をしているのかをお答えください。

以上